

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（入学前の既修得単位の認定）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、学校の看護学科に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位について、<u>別表第1に定める基礎分野の教育内容に相当するものとして校長が別に定めるものに該当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したのものとして認定することができる。</u></p> <p>（授業料の納付）</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、<u>当該復学の日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。</u></p>	<p>（入学前の既修得単位の認定）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、学校の看護学科に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位（<u>社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。</u>）について、<u>学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したのものとして認定することができる。</u></p> <p>（授業料の納付）</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、<u>当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。</u></p>

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を次のように改正する。

別表第1の(2)の項を次のように改める。

(2) 第2看護学科

教育内容、授業科目及び単位数

教育内容	科目名	単位数
------	-----	-----

基礎分野	科学的思考の基盤		教育学	1
			統計学	1
			コミュニケーション技法	2
			人間と環境	1
	人間と生活・社会の理解		社会学	1
			人権社会論	1
			人間関係論	1
			英会話	1
	小計			9
	専門基礎	人体の構造と機能		解剖学
生理学				1
生化学				1
基礎分野	疾病の成り立ちと回復の促進		栄養学	1
			薬理学	1
			微生物学	1
			治療学	1
			病理学	1
			疾病学 消化器、内分泌、脳神経、運動器、母性疾患	1
			疾病学 呼吸器、循環器、腎臓、血液・造血器、小児疾患	1
			疾病学 精神疾患	1
	健康支援と社会保障制度		医療倫理	1
			保健医療論	1
			公衆衛生学	1
			関係法規	1
			社会福祉	1
小計			16	
専門分野	基礎看護学		看護学概論	1
			基礎看護技術	1
			基礎看護技術	1
			基礎看護技術	1
			臨床看護総論	1
			看護研究の基礎	1
			看護研究の実践	1
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習	2
小計			9	
専門分野	成人看護学		成人看護学概論	1
			成人看護援助論 急性期・回復期	1
			成人看護援助論 慢性期・終末期	1
	老年看護学		老年看護学概論	1
			老年看護援助論 高齢者の看護技術	1
			老年看護援助論 健康課題に応じた看護	1
	小児看護学		小児看護学概論	1
			小児看護援助論 小児の看護技術	1
			小児看護援助論 健康段階に応じた看護	1

母性看護学	母性看護学概論		1	
	母性看護援助論	分娩・産褥・新生児	1	
	母性看護援助論	母性看護に必要な技術	1	
精神看護学	精神看護学概論		1	
	精神看護援助論	患者理解の方法	1	
	精神看護援助論	生活障害の援助	1	
臨地実習	成人看護学	成人看護学実習	2	
	老年看護学	高齢者健康課題看護実習	2	
	小児看護学	小児成長発達看護実習	1	
		小児健康課題看護実習	1	
	母性看護学	母性看護学実習	2	
精神看護学	精神看護学実習	2		
小 計			25	
統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護概論	1	
		在宅看護援助論	在宅看護の方法	1
		在宅看護援助論	在宅サービス	1
	看護の統合と実践	看護管理		1
		看護の統合と実践	日常生活援助と安全	1
		看護の統合と実践	診療の補助技術と安全	1
		看護の統合と実践	看護技術の総合	2
	臨地実習	在宅看護論	在宅看護論実習	2
看護の統合と実践		統合実習	2	
小 計			12	
合 計			71 (2,190)	

備考 ()内は時間数

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(以下「新規則」という。)別表第1の(2)の項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に鳥取県立倉吉総合看護専門学校(以下「学校」という。)の第2看護学科に入学する者(転入により第2学年に入学する者(以下「中途入学者」という。))を除く。)について適用し、施行日前に学校に在学している者及び中途入学者については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 施行日の前日に学校の第2看護学科の第1学年に在学している者で第1学年において修得すべき単位を修得していないものに係る教育課程については、校長が別に定める。